

大和市告示第59号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項第2号」を「第2条第2項」に、「によりに」を「により」に、「、保健師又は助産師」を「又は保健師」に、「261, 420円」を「276, 000円」に改め、同条第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第1項第2号又は第3号」に改め、「支給認定こどもをいう。」の次に「のうち、当該年度の初日の前日に4歳に達していない児童」を加え、「第13条第2項及び第3項」を「第13条第2項又は第3項」に、「者をいう。」を「者をいい、当該年度においてこれらの規定により利用の調整が整ったことを書面で通知されたものを除く。」に改め、「市長が別に定める期間の」を削り、「一人」を「1人」に改め、「10, 000円」の次に「（保育料の月額が10, 000円未満である場合は当該額）」を加える。

第4条を次のように改める。

（補助金の交付時期）

第4条 規則第9条第2項の請求書の提出は、規則第6条第1項の規定による通知があった日の属する月の翌月以降毎月5日までとし、市長は、適正な請求書を受理してから30日以内に補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。